

令和5年度 第2回 あきる野市成年後見制度利用促進協議会  
議 事 要 旨

1 開催日時

令和6年2月5日（月） 午後2時00分から3時50分まで

2 開催場所

市役所5階 505会議室

3 出欠席

出欠	氏名	所属
出席	○ 秦 英準	おおだけ法律事務所
出席	◎ 渡辺 智弘	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 東京支部
出席	岡田 由季子	権利擁護センターぱあとなあ東京
欠席	植田 宏樹	秋川病院
出席	坂原 麻美子	公立阿伎留医療センター
出席	奥村 順太	東部高齢者はつらつセンター
出席	加藤 文彦	社会福祉法人緑水会 あきる野市障がい者基幹相談支援センター
出席	篠田 憲秀	社会福祉法人 SHIP 障がい者相談支援センターいまここ
欠席	高橋 彩	ケアプランセンター 宙

◎:会長 ○:副会長

事務局：〔市〕 宮崎福祉総務課長、田中福祉総務係長、  
福祉総務係山本主任、坂本主事  
障がい者支援課障がい者相談係松尾主査  
高齢者支援課高齢者支援係庄司主任、藤田主任、前野主事  
〔中核機関〕社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会  
榊原生活支援課長、相談支援係安江主任、石山主事

傍聴者：なし

## 4 内容

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 協議事項（非公開）

①あきる野市における成年後見制度の利用に関する課題について

ア 本人及び家族の意向の確認が難しいケースについて（非公開）

イ 支援に対する拒否があるケースについて（非公開）

(4) 報告・連絡事項

①成年後見制度利用促進計画の策定について

(5) その他

(6) 閉会

### 【資料】

○資料1 本人及び家族の意向の確認が難しいケースについて（非公開）

○資料2 支援に対する拒否があるケースについて（非公開）

○資料3-1 成年後見制度利用促進計画策定の考え方について

○資料3-2 計画の根拠及び位置付け

○参考資料 意思決定支援のために

## 5 議事録（発言の主な内容）

### (1) 開会 福祉総務課長

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから第2回あきる野市成年後見制度利用促進協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、大雪の予報が出てお足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。議題に入るまで本日の進行を務めさせていただきます、福祉総務課長の宮崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日、高橋委員から欠席のご連絡がございましたので、ご報告いたします。また植田委員におかれましては、診療等の都合によってまだお越しになっておりませんのでご了承ください。このため、本日委員9人中現時点で7人の出席でございますので、成立しております。また、本日の協議会の開催に当たりまして、開催告知と傍聴についてのお知らせを1月26日、市のホームページに掲載いたしました。しかしながら、本日の開催予定時刻までに傍聴希望はございませんでしたので、本日の傍聴者はありません。なお、同ホームページで、今回の委員会の資料、及び議事録の公開も行なっておりますことを、合わせてご報告させていただきます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。改めまして渡辺会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

## (2) 挨拶 委員長

会長 皆さん、こんにちは。宮崎課長からもお話がありましたが、今日は雪がすごくてですね、雪の中でやるんだなと皆さん思われたかもしれませんがやります。あきる野市成年後見制度利用促進協議会ということで、一応改めて協議会の目的について確認しておきますと、成年後見制度の利用促進に関し、法律、医療、福祉等の分野における地域連携の体制を構築し、意見交換・情報共有等を行うことにより、成年後見制度の利用の促進、その他の権利擁護の支援を行うために設置されているということになりますので、ぜひ、皆様それぞれの立場から様々なご意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。雪のこともありますのでなるべく早く終われるようにしたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

事務局 はい、ありがとうございました。それでは、協議会設置要綱の第9条第2項で、「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、ここからの議事進行につきましては、渡辺会長にお願いしたいと思っております。渡辺会長、どうぞよろしく願いいたします。

## (3) 協議事項（非公開）

会長 それでは、3の協議事項に入りたいと思っております。本日はあきる野市における成年後見制度の利用に関する課題についてということで、議案のケースについて2事例ありますので検討していきたいと思っております。それでは事務局の方から1つずつ説明の方をよろしく願いいたします。

事務局 福祉総務課福祉総務係長の田中と申します。どうぞよろしく願いします。あいにくの雪の中で中止の連絡が来るんじゃないかとお待ちしていた方も中にはいるのではないかと思います。今日はできるだけ早めに終わりたいと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。まず資料の確認をさせていただきます。当日配付資料として、資料1、本人及び家族の意向の確認が難しいケースについて、資料2、支援に対する拒否があるケースについて、前にメールで配布した資料として、次第、資料3-1、3-2、成年後見制度利用促進計画の策定について、参考資料「意思決定支援のために」というものをつけさせていただいております。不備等ございませんでしょうか。では、協議事項(1)のアについて、中核機関であります社会福祉協議会から説明をお願いします。

ア 本人及び家族の意向の確認が難しいケースについて（非公開）

イ 支援に対する拒否があるケースについて（非公開）

会長           はい、皆さんありがとうございます。他になければこれで2件目のケースも終わりにしたいと思います。次は4の報告・連絡事項（1）成年後見制度利用促進計画の策定についてです。事務局よりご説明をお願いします。

#### （4）報告・連絡事項

事務局       資料3-1をご覧ください。成年後見制度利用促進計画の策定についてご説明いたします。1にありますように、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされています。このことから、現在あきる野市では、令和5年度策定中の次期、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び障がい者福祉計画にそれぞれ盛り込み、この取組を成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく市町村計画として位置づけています。掲載予定の表現については、資料のとおりです。また、成年後見制度利用促進の取組については、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項のひとつとされています。

資料3-2をご覧ください。こちらは、市で策定しております「あきる野市地域保健福祉計画」の位置づけについての説明資料になります。この計画は、社会福祉法（昭和26年法律45号）第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「あきる野市総合計画」を上位計画とするとともに、本市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものであり、福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられます。また、市が策定するその他の関連する計画や、あきる野市社会福祉協議会が社会福祉法第109条の規定に基づき策定する「地域福祉活動計画」とも連携し、地域福祉の推進を図るものです。現在の地域保健福祉計画の計画期間は、令和2年度からの5年間となっておりますが、この間に、市の第2次総合計画の前期基本計画が、令和4年度から令和8年度を計画期間として策定されました。この前期基本計画の第4章保健福祉分野において、5つの取組を掲げています。1から4につきましては、各対象者別の各個別計画において取組を進めております。5の「地域福祉の推進」につきましては、地域保健福祉計画において取り組む内容であり、1～4の各対象者別の計画を横断的に取り組むべき内容となります。現在の地域保健福祉計画で取り組んできたことを基礎とし、生活や福祉の課題が複雑化し、多様化し、複合化する中、身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域共生社会の実現に向けて、令和7年度から5年間の地域保健福祉計画を策定することになります。こういったことから、次期地域保健福祉計画につきましては、第2次総合計画前期基本計画の基本理念のひとつでもあります「みんなが支え合い、育て合うまち」を念頭に、主な施策として7つの施策をあげています。

- 1 保健福祉相談内容の包括的な解決体制の推進
- 2 生活困窮者に対する相談・支援等の充実
- 3 お互いに支え合い、助け合う地域づくり
- 4 成年後見制度の利用促進
- 5 ボランティアの育成と支援
- 6 全ての人が快適に暮らせる環境づくりの推進
- 7 福祉サービスの質の確保

の7つの施策です。

このうちの、4の成年後見制度の利用促進につきましては、地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備や拡充等による地域福祉の推進を図るため、地域保健福祉計画に1章設けて、包含する形で、成年後見制度利用促進計画を策定することとしました。計画の期間は、地域保健福祉計画に合わせて、令和7年度から11年度までの5年間とします。また、基本目標として国の計画にもありますように「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」を掲げていきたいと考えております。計画の内容及びスケジュールについては、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度利用促進協議会において協議を進めたいと考えております。令和6年度は成年後見制度利用促進協議会を年3回程度開催し、成年後見制度利用促進計画（案）について協議をお願いしたいと考えております。委員の皆様のご質問やご意見をいただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。説明は以上です。

会長 今日ケースの検討をしましたが、これが毎回っていうことではないですね。

事務局 そうですね。例年ですと1回目のときは中核機関の方から実績報告、評価、来年度の計画という話をさせていただいていました。2回目は、このタイミングである野市の課題について話していただくということで、2年やってきたところですが、来年はこのほかに計画についてもご意見がいただけたらなと思います。

会長 ありがとうございます。その他は何かありますか。なければこれで終わりで大丈夫でしょうか。

事務局 長時間にわたり、貴重なご意見をありがとうございました。今回いただいた内容、ご意見について、中核機関と協議し、今後の事業に活かして参りたいと思います。今回の議事録要旨については、一度メールで皆様にご確認いただき、その後ホームページにて公開するという流れで進めてまいりますのでご承知おきください。

また、今回の会議の報酬については2月下旬頃口座に振り込みをさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

また、委員の皆様の任期が今年度末までとなっておりますので、本日、会議終了後に、それぞれの選出区分に対し、改めて推薦依頼をさせていただく予定でございます。

ます。任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間になります。令和6年度は、先ほどもご説明させていただきましたとおり、計画を策定するため皆様、大変お忙しい方々であることは重々承知しておりますが、何卒ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

もう1つ事前にお知らせいたします。あきる野市の成年後見制度利用支援について、現在報酬助成に関する要綱について改正を予定しています。主な改正内容としたしましては、市長申立てだけでなく本人申立てや親族申立ての場合も対象とすることや、後見人、保佐人、補助人だけでなく監督人も対象とすること、また様式等の文言整理も含めて事務手続を行っております。事務手続が終了いたしましたら、改めて皆様にお知らせさせていただきます。事務局からは以上です。

会長                    それでは、他に何かございますか。特に何もなければ、以上を持ちまして、議事を終了いたします。それでは、司会へお返しいたします。

事務局                皆様、長時間大変お疲れ様でした。また、渡辺会長におかれましては、スムーズな議事進行、ありがとうございました。それでは、最後に、秦副会長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

副会長                皆さん、長時間お疲れ様でした。外を見るともう真っ白になっていてそちらの方が気になるところではございますが、次回の会議もありますので皆さんの知恵を振り絞って、非常に私も勉強になりますので、次回も引き続きよろしく願いします、ということで締めのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。